

建築工事共通仕様書 関係基準

工事一時中止ガイドライン
(建築編)

2023 年 7 月

阪神高速道路株式会社

目 次

1. 工事一時中止ガイドライン（建築編）策定の背景	P. 1
2. 工事一時中止に係る基本フロー	P. 2
3. 発注者の中止指示義務	P. 3
4. 一時中止の指示・通知	P. 4
5. 工事現場の維持・管理・再開に関する基本計画書の作成及び提出	P. 5
6. 請負代金額又は工期の変更	P. 6
・ 請負代金額の変更	
・ 増額費用の負担	
・ 工期の変更	
7. 増加費用の考え方	P. 7
・ 本工事施工中に中止した場合	
・ 契約後準備着手前に中止した場合	
・ 準備期間に中止した場合	
8. 増加費用の事務処理上の扱い	P. 8
9. 様式	P. 9

1. 工事一時中止ガイドライン（建築編）策定の背景

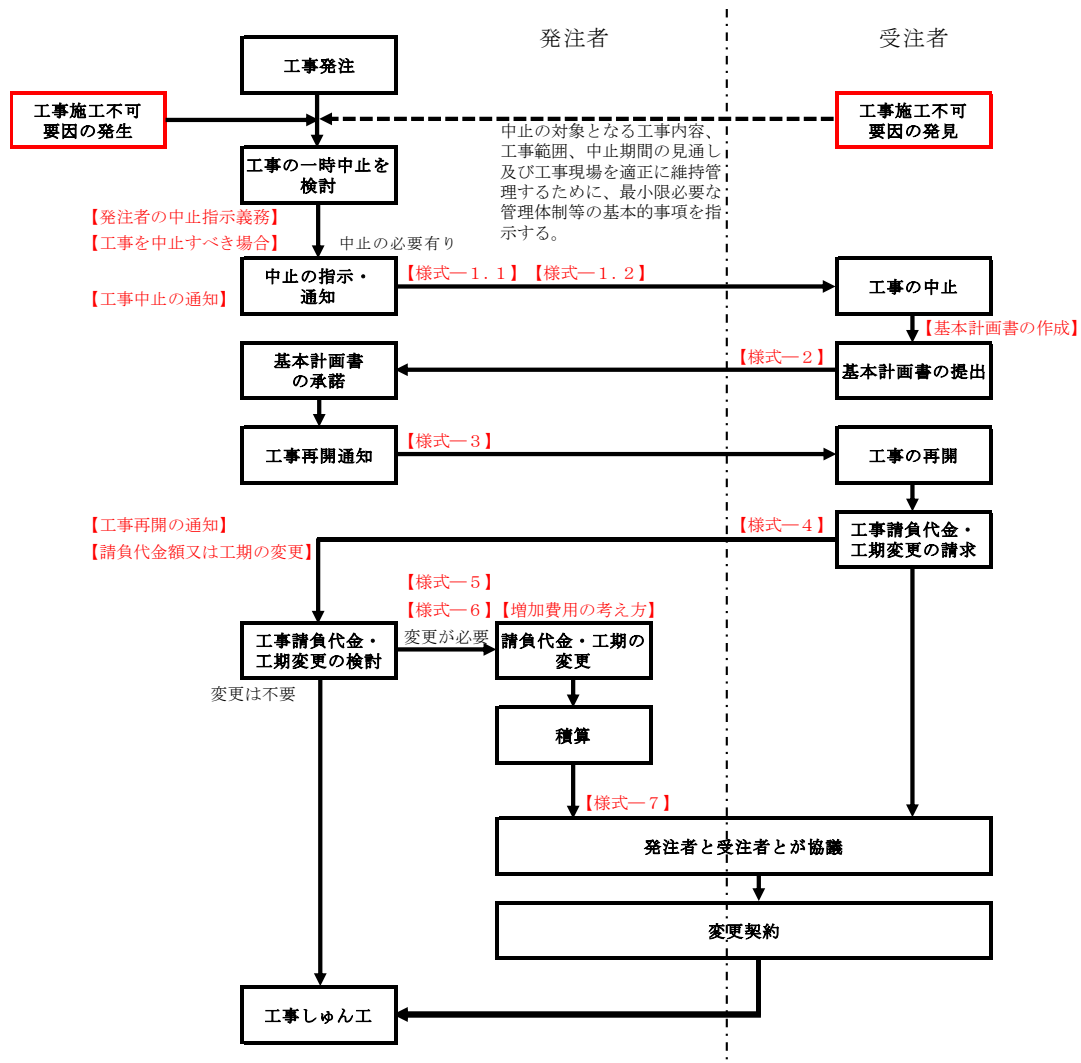
◇工事の現状及び課題

- 一部の建築工事では、当初契約締結時に予測できない人為的事象や天災等の発生に伴う工事現場の状態の変化等により、工事の継続が困難な状況に陥る場合がある。
そうした場合、工事現場の維持等に要する費用の適切な計上が必要である。

◇工事一時中止ガイドライン（建築編）の策定

- 契約書第20条第1項において「受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない」こととなっている。
本ガイドラインは、受発注者が工事一時中止について、共通認識のもとに適正な対応を行うために作成するものである。

2. 工事一時中止に係る基本フロー



3. 発注者の中止指示義務

◇発注者は、契約書第20条第1項の規定に基づき次の各号に該当する受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を通知しなければならない。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。

○工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合（例示）

- ①設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（契約書第18条）施工を続けることが不可能な場合等
- ②設計変更等により計画変更等の手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合
- ③同一現場内に建築、土木、高速設備等複数の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- ④同一現場内に建築、土木、高速設備等複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- ⑤同一現場内に建築、土木、高速設備等複数の工事があり、一部の受注者に倒産等の施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない場合

○自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合（例示）

- ①地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合
- ②埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合
- ③天災等により地形等に物理的な変動があった場合
- ④妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合

◇工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおりとする。

○工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。

○受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

※大幅な工期延期とは、契約書（受注者の催告によらない解除権）第50条第1項第2号を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

4. 一時中止の指示・通知

◇発注者は、契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき工事を中止する場合は、中止対象となる工事の内容、工事範囲、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

○発注者の中止権等

①発注者は、「必要があると認める」ときは、任意に工事を中止させることができる

※「必要があると認める」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

②発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる

③受注者は、受注者の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる

○工事の中止期間

受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でない場合が多いため、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決にどの程度の時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

また、発注者は、一時中止している工事について、施工可能と認められたときに工事の再開を指示しなければならない。

従って、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでの期間をいう。

5. 工事現場の維持・管理・再開に関する基本計画書の作成及び提出

◇工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うこと※となっているため、発注者は工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する計画の作成を指示し、基本計画書の提出を受け、承諾を行うものとする。

なお、実際に工事着手する前の事前調査や施工計画作成中であっても、現場の管理は必要であることから基本計画書の提出を受け、承諾を行うものとする。

基本計画書の記載内容については、次の各号によるものとし、管理責任に係る旨を明らかにすること。

※受注者は工事期間中の工事現場の管理を善良な管理者の注意をもって行う。（「善良な管理者の注意」とは、「職業や専門家としての能力、社会的地位などから、通常期待される注意義務のこと」をいう。）

○基本計画書の記載内容

- ①基本計画書作成の目的
- ②中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- ③中止に伴う受注者側の工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ④工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ⑤工事再開に向けた方策
- ⑥工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠
- ⑦基本計画書に変更が生じた場合の手続き

※工事一時中止の指示時点で想定している中止期間における概算額を記入する。一部一時中止の場合は、概算金額の記入は省略できる。

6. 請負代金額又は工期の変更

◇発注者は、契約書第20条第3項に基づき工事の施工を中止させた場合において、「必要があると認められるとき」※は、請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。なお、中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除く。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味する。

○請負代金額の変更

一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費の係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

○増加費用の負担

①増加費用

暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

②損害の負担

- ・発注者に過失がある場合に生じたもの
- ・事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区別しないものとする。

○工期の変更

工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間とするが、地震、災害等においては、後片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。

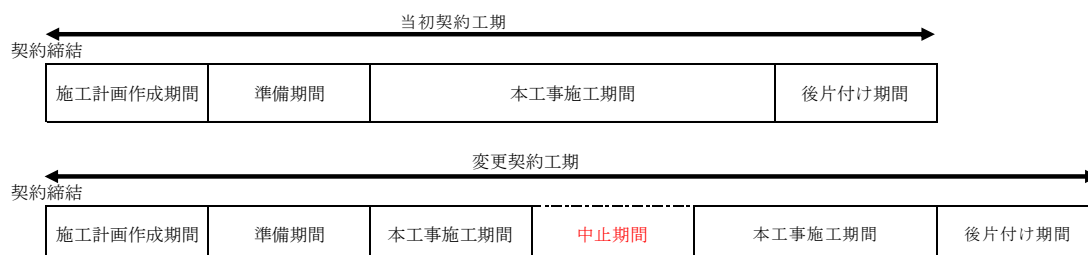
従って、後片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能とする。

7. 増加費用の考え方

◇本工事施工中に中止した場合

増加費用は、発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

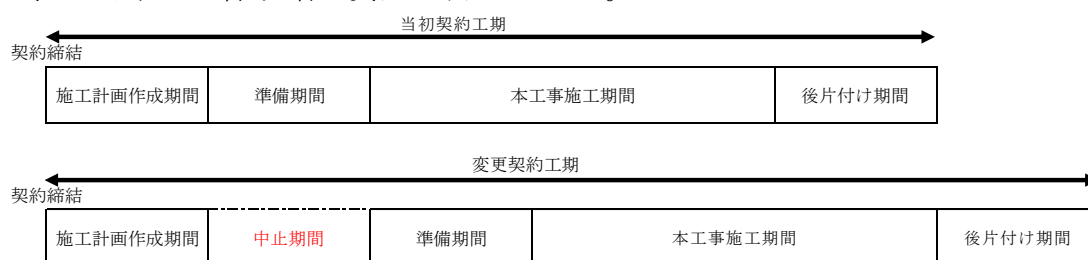
増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用及び受注者の本支店における必要な費用とする。



◇契約後準備着手前に中止した場合

契約後準備着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態では測量等の準備に着手するまでの期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、準備又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。この場合において、一時中止に伴う増加費用は計上しない。

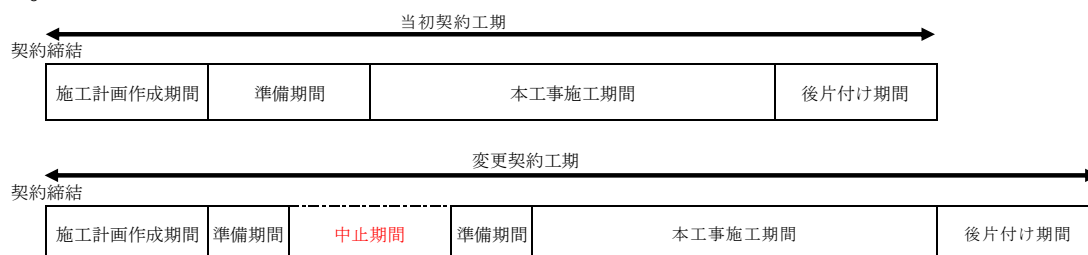


◇準備期間に中止した場合

準備期間とは、契約締結後で、現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。この場合における増加費用は、受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用は、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。



8. 増加費用の事務処理上の扱い

- ◇増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、変更契約するものとする。
- ◇増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。
- ◇増加費用の積算は、工事再開後速やかに発注者と受注者とが協議して行う。
- ◇増加費用は、一時中止又は工期を延期した工事の設計書の中に「一時中止期間中の（又は工期の延期に伴う）現場維持等の費用」として現契約の請負工事費とは別計上する。
- ◇但し、設計書上では、現契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなす。
- ◇増加費用の算定において、受注者から提出された増加費用の見積書により計上する場合、請負比率（落札率）は考慮しない。

【様式－１．１】

年 月 日

受注者 ○○株式会社 殿

阪神高速道路株式会社
契約責任者 ○○○○（役職名）
（押印省略）

請負工事の一時中止について

工事名

標記工事について、下記により工事を中止されるよう工事請負契約書第 20 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 一時中止を必要とする理由
2. 一時中止の内容（中止する工事の工種・工事区域）
3. 一時中止期間
自 年 月 日
至 年 月 日
4. 管理体制等の基本的事項

中止期間中における工事現場の維持、管理等を別紙－１、２により行うこと。

5. 基本計画書の提出

中止期間中の維持、管理等に関する基本計画書を様式－２により提出すること。

以 上

【注：下記は必要に応じて適宜記載すること。】
本件については別途変更契約書を作成する。

【様式－１．２】

事 務 連 絡
年 月 日

契約責任者

〇〇〇〇（役職名） 殿

監督員

〇〇〇〇（役職名）

請負工事の一時中止について（上申）

工事名

標記工事について、下記のとおり工事の一時中止について通知されるよう上申します。

記

１．一時中止を必要とする理由

２．一時中止の内容（中止する工事の工種・工事区域）

３．一時中止期間 自 年 月 日
 至 年 月 日

４．管理体制等の基本的事項

中止期間中における工事現場の維持、管理等を別紙－１、２により行うこと。

５．基本計画書の提出

中止期間中の維持、管理等に関する基本計画書を様式－２により提出すること。

以 上

【様式－２】

年 月 日

阪神高速道路株式会社
契約責任者 ○○○○（役職名） 殿

受注者 ○○株式会社

工事一時中止に伴う工事現場の維持・管理・再開に関する
基本計画書の提出について

工事名

年 月 日付で工事一時中止の通知があった標記工事について、下記のとおり基本計画書を提出します。

記

添付書類

1. 工事現場の維持・管理・再開に関する基本計画書（別紙）

以 上

【様式－３】

年 月 日

受注者 ○○株式会社 殿

阪神高速道路株式会社

契約責任者 ○○○○（役職名）

（押印省略）

一時中止中の請負工事の再開について

工 事 名

中止期間 年 月 日～ 年 月 日

年 月 日付け通知の標記工事は下記のとおり工事を再開されるよう通知します。

記

１．再開する工事内容（中止する工事の工種・工事区域）

２．工事再開日 年 月 日

以 上

【注：下記は必要に応じて適宜記載すること。】
本件については別途変更契約書を作成する。

【様式－４】

年 月 日

阪神高速道路株式会社
 監督員 ○○○○（役職名） 殿

受注者 ○○株式会社
 現場代理人

工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について（協議）

工事名

標記工事について、工事請負契約書第 20 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 工事期間

1) 当初工期 自 年 月 日
 至 年 月 日

2) 変更工期 自 年 月 日
 至 年 月 日

2. 一時中止期間 自 年 月 日
 至 年 月 日

3. 協議額 ￥
 ※消費税及び地方消費税相当額を除く

4. 協議額内訳 別紙のとおり

以 上

【様式－ 5】

年 月 日

受注者 ○○株式会社
現場代理人 殿

阪神高速道路株式会社
監 督 員
○○○○（役職名）

工事請負契約書第 20 条に伴う請負代金額の変更協議について（回答）

工事名

標記工事について協議を受けましたが、工事一時中止期間中における現場維持費等の費用については、最終変更契約時までの期間に契約責任者から当該金額を貴社に提示し、協議することとしましたのでご了承ください。

以 上

【様式－6】

事 務 連 絡
年 月 日

契約責任者
〇〇〇〇（役職名） 殿

監督員
〇〇〇〇（役職名）

請負契約書第 20 条に伴う請負代金額の変更協議について（報告）

標記について、下記のとおり受注者より協議を受けましたが、審査の結果、妥当と認められ、別添のとおり回答しましたので報告します。

記

1. 工事名

2. 受注者

3. 工事期間

1) 当初工期 自 年 月 日
 至 年 月 日

2) 変更工期 自 年 月 日
 至 年 月 日

4. 概算金額 （算定調書を別添で添付すること）

以 上

【様式－ 7】

年 月 日

受注者 ○○株式会社 殿

阪神高速道路株式会社

契約責任者 ○○○○（役職名）
（押印省略）

工事の一時中止に伴う増加費用の負担額協議書

工事名 _____

標記工事について貴社より 年 月 日付けで提出の工事請負契約書第 20 条に基づく工事の一時中止に伴う請負代金額変更協議については、当社において検討した結果、下記のとおりその増加費用の負担額を算定したので協議します。

なお、この金額に御異議がなければ、下記に押印のうえ返送願います。

1. 一時中止に伴う増加費用の負担額 _____ 円
※消費税及び地方消費税相当額を除く

上記金額について同意します。

年 月 日

阪神高速道路株式会社

契約責任者 ○○○○（役職名） 殿

受注者 ○○株式会社

以 上

別紙－ 1

工事現場の維持・管理・再開に関する基本計画書

(工事名) 工事

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

受注者名

別紙－２

一時中止期間中における工事現場の維持・管理・再開の

基本的事項（記載例）

1. 中止時点における内容
 - （１）中止する工事（工種）の出来形
 - （２）職員の体制
 - （３）労働者数
 - （４）搬入済みの材料
 - （５）搬入済みの建設機械器具等
2. 中止に伴い工事現場の体制の縮小と再開に関すること
3. 中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること
 - （１）職員の体制、労働者数（必要な場合のみ）
 - （２）現場点検の実施方法
 - （３）天災等緊急時の対応、連絡体制
 - （４）中止期間中の実施作業
現地調査、試掘の立会、施工計画書の作成、各種対外協議書の作成、地元設計協議への立会（同席等）、各種対外調整会議への出席、など必要な業務内容を記載する
 - （５）中止期間中に現場に存置が必要な建設機械器具・施設
 - （６）中止期間中に運転が必要な建設機械器具・施設、及びその目的
4. 中止した工事現場の管理責任に関すること
5. 工事一時中止に伴う増加費用概算金額（算定根拠資料含む）及び必要工期

※工事一時中止解除及び工事変更など、基本計画書の内容が変更となる場合は、変更基本計画書を提出するものとする。